

トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境監視委員会運営要領

1 目的

トヨタ自動車新研究開発施設の造成・建設工事及び供用（以下「工事等」という。）に当たっては、事後調査及び環境監視（以下「環境調査」という。）を実施し、工事等が環境に及ぼす影響を把握するとともに、環境調査の結果（以下「調査結果」という。）に基づき、適切な環境保全対策を講ずる必要がある。

このため、トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境監視委員会を設置し、専門家の指導及び助言を得て、的確な調査、科学的・客観的な調査結果の解析及び考察、並びに、環境保全措置、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理等への調査結果のフィードバックを適切に行うことを目的とする。

2 役割

上記目的を達成するため以下の事項に関する指導及び助言を行う。

- (1) 環境調査の計画
- (2) 調査結果の解析及び考察
- (3) 調査結果に基づく環境保全措置
- (4) 森林・谷津田（里山）の保全・維持管理
- (5) その他関係する事項

3 委員会の構成

- (1) 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 委員の任期は1年間とする。なお、再任を妨げない。

4 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。なお、委員長及び副委員長が3(2)により再任された場合は、互選又は指名はしない。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

5 委員会の運営

- (1) 委員長は、委員会を総理する。
- (2) 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長が動植物の保護等の観点から公開しない旨を決定したときは、この限りではない。
- (3) 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。
- (4) 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

6 事務局

委員会の事務は、トヨタ自動車株式会社が所掌する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、2012年3月26日から施行する。
(経過措置)
- 2 当初に委嘱された委員の任期は、3(2)の規定にかかわらず、2013年3月31日までとする。
- 3 この要領の一部改正は、2012年10月26日から施行する。
- 4 この要領の一部改正は、2013年10月8日から施行する。
- 5 この要領の一部改正は、2014年10月20日から施行する。
- 6 この要領の一部改正は、2015年10月13日から施行する。
- 7 この要領の一部改正は、2016年10月18日から施行する。
- 8 この要領の一部改正は、2018年10月9日から施行する。
- 9 この要領の一部改正は、2019年10月8日から施行する。
- 10 この要領の一部改正は、2021年3月9日から施行する。
- 11 この要領の一部改正は、2021年4月1日から施行する。
- 12 この要領の一部改正は、2023年10月11日から施行する。

別 表

氏 名	所 属 等
大畑孝二	公益財団法人日本野鳥の会チーフレンジャー
織田銑一	元名古屋大学教授
北田敏廣	豊橋技術科学大学名誉教授
佐野泰之	愛知工業大学教授
洲崎燈子	豊田市矢作川研究所主任研究員
鷺見哲也	大同大学教授
芹沢俊介	愛知教育大学名誉教授
高橋伸夫	愛知県野鳥保護連絡協議会議長
谷口義則	名城大学教授
柳澤紀夫	公益財団法人山階鳥類研究所評議員

敬称略、五十音順